

未婚のひとり親への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

（令和2年度に給付奨学生に採用された方）

独立行政法人日本学生支援機構

給付奨学金の収入基準については、生計維持者及び学生本人の住民税情報により判定を行います。

令和2年度までの住民税に係る地方税法においては、未婚の（婚姻歴のない）ひとり親には寡婦（寡夫）控除が適用されないこととなっているため、住民税の計算上、未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親と比べて不利となる場合があります。

令和3年の税制改正によって、未婚のひとり親にも寡婦（寡夫）控除が適用される予定ですが、本機構の給付奨学金では、令和3年の税制改正に先立ち、改正予定の新たな寡婦（寡夫）控除を令和3年4月以降の給付奨学金の収入基準に前倒しで適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

1. みなし適用の対象となる方

以下、**（1）～（3）の全てに該当する方を対象**とします。

（1）令和3年4月以降も継続予定の給付奨学生のうち、令和3年4月の支援区分が第Ⅰ区分以外となる方。（令和2年10月に実施された適格認定（家計）による支援区分の見直しにおいて、支援区分外となった者を含みます。）

（2）生計維持者が、令和元年12月31日時点で税法上の扶養親族である子を扶養する婚姻歴（事実婚を含む（※））のないひとり親である方。なお、既に税法上の寡婦（寡夫）となっていた方は対象外です。

（※）住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。令和2年1月1日より前に婚姻歴（事実婚を含む）がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象となります。

（3）当該未婚のひとり親（生計維持者）の令和元年（平成31年）1月～12月の合計所得金額が500万円以下（給与所得者の場合、年収688万円以下）の方。

2. 申込みの流れ

本機構のホームページに掲載する「寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書」をダウンロードし、必要項目をすべて記入のうえ、**住民票の写し（※）とともに学校に提出**してください。

（※）住民票は、「世帯全員分」の記載及び「続柄」の記載があるもので、かつ令和2年1月1日以降に発行されたものを提出いただく必要があります。

◆ホームページ掲載場所◆

ホーム>奨学金>奨学金の制度（給付型）>申込方法

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/index.html>



3. 提出期限

在籍する学校に確認してください。

4. みなし適用による支援区分再判定結果の確認

令和3年3月以降、スカラネット・パーソナルにてご確認いただけます。スカラネット・パーソナルの「支援区分適用履歴」にて2021年4月～2021年9月の支援区分を確認してください。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本学生支援機構 奨学金相談センター（ナビダイヤル）

電話：0570-666-301（平日 9時00分～20時00分）